愛荘町歴史文化資料集　第33集

愛知川無賃橋 190 年・御幸橋架替 60 年記念
愛荘むら芝居「愛智河架橋物語」連携企画

令和３年度
夏　季
特別展

愛智河架橋略史

― 無賃橋と御幸橋 ―

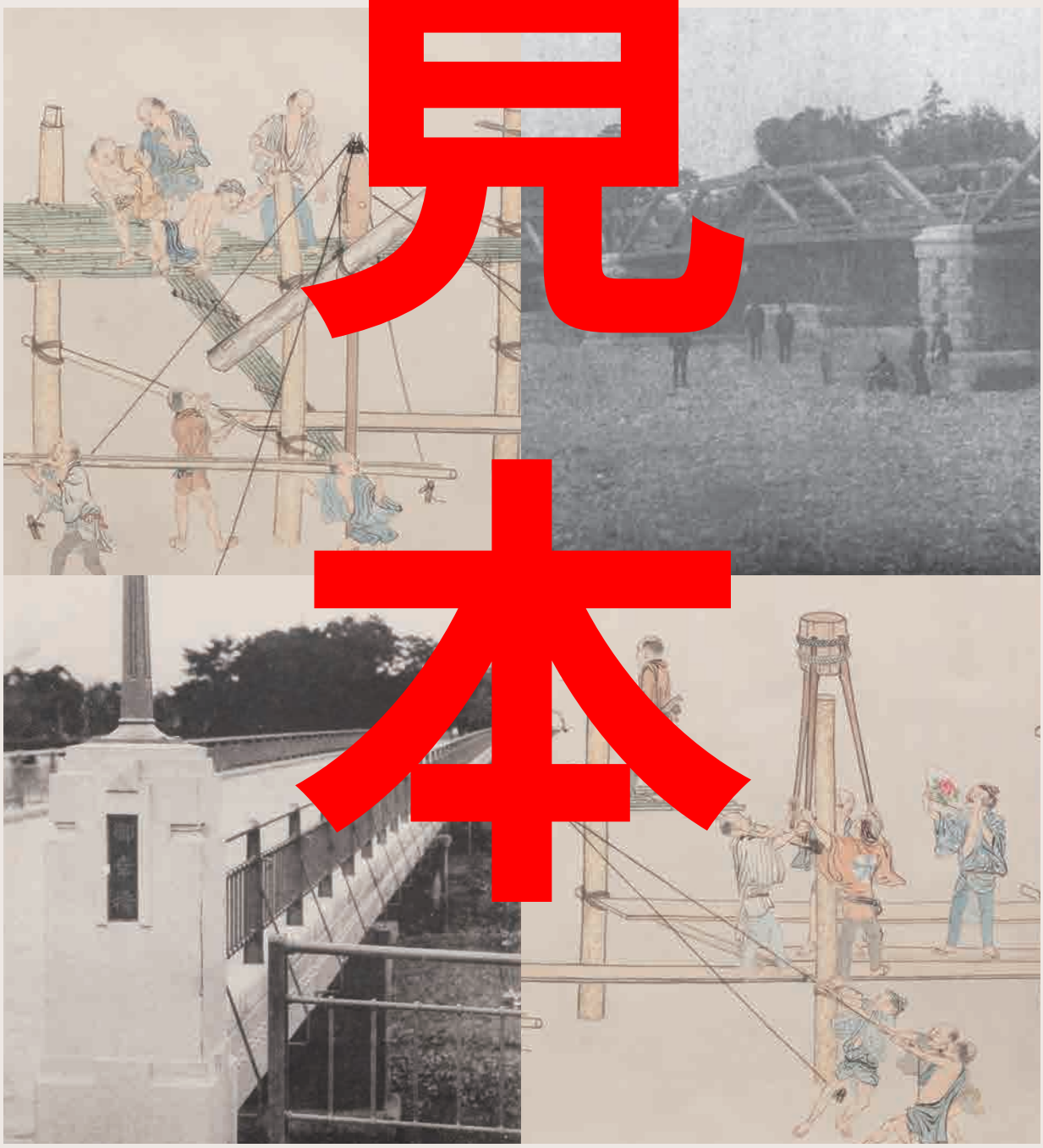

見本

ごあいさつ

江戸時代、頻繁に洪水を引き起こす「暴れ川」として知られていた愛知川。当時、人々は愛知川を渡るために、川渡しを業とする川越人足や仮設の橋（勧進橋）を利用していましたが、路銭を持たない旅行者は自力で川を渡ろうとし、水かさの増した急流に飲まれ溺死する事例がしばしば起きました。当時の愛知川が「人取り川」の異名を取る由縁です。

天保二年（一八三一）、愛知川宿の成宮弥次右衛門（忠喜、一七八一―一八五五）は、近村の素封家らとともに銭を払えない人々でも渡橋できる無賃橋（太平橋）を愛知川に架橋します。架設資金の調達や金銭的補償など、橋の完成までの道のりは険し[illegible]ものの、渡橋式は大勢の人出で賑わいました。

展覧会では、無賃橋の架設にまつわる[illegible]に連なる御[illegible]に関する資料を展示します。また、弥次[illegible]江戸時代の〝桜花の女流絵師〟織田瑟々（一七七[illegible]八二[illegible]の作[illegible]

令和[illegible]二〇[illegible]）

愛荘[illegible]歴史文化博物館

目次

〔解説〕愛知川の無賃橋と御幸橋……愛荘町立歴史文化博物館　学芸員　三井義勝

1　列品資料

第1章　御幸橋小史（明治・大正期）……7

第2章　愛知川を越える……10

第3章　無賃橋の架設……11

第4章　瑟々―成宮家ゆかりの画人―……14

2　列品資料・作品解説……18

3　列品資料目録……27

凡例

◆本図録は令和三年七月十七日（土）から八月二十七日（金）までを会期として、愛荘町立歴史文化博物館において開催する令和三年度夏季特別展「愛智河架橋略史―無賃橋と御幸橋―」の展示解説図録である。

◆展覧会の企画・構成は当館学芸員 三井義勝が行い、理事員 大友 暢、学芸員 西連寺匠・山本剛史が補佐した。また、本図録の編集と執筆は三井が行った。

◆列品資料の写真は辻村耕司氏（辻村写真事務所）が撮影し、その他については関係機関から提供を受けた。

◆列品資料番号は展示順序と必ずしも一致しない。

◆展覧会開催にあたり、展示資料を出陳いただいた所有者のほか、次の各位・機関の協力を得た。記し[illegible]を表します。（敬称[illegible]順序不同）

関西大学図書[illegible]室　芝谷秀司[illegible]、江差町教育委員会事務局　宮原　浩
土木学会附属[illegible]書館　柴田[illegible]県博物館　立花　昭、西蓮寺　杉山正瑞
滋賀県立公文[illegible]大月英[illegible]学部附属史料館　南田孝子
五個荘小幡町[illegible]
高田謙一、藤[illegible]子、西村[illegible]門脇正人、大木祥太郎

【連携事[illegible]

日[illegible]月十一日[illegible]）午後二時開演
場　[illegible]秦荘　大ホール
料　[illegible]
般　五〇[illegible]自由）※発売日 九月十一日より

〔解説〕愛知川の無賃橋と御幸橋

愛荘町立歴史文化博物館　学芸員
三井　義勝

1　愛知川と無賃橋・御幸橋

旧愛知郡の南境を流れる愛知川は、鈴鹿山地に源を発し永源寺辺りから中流部に出て琵琶湖に流入する十余里の長流である。扇状地上を流れる同川は、上流の一部を除いて「涸れ川」であり、降雨の際には一時的に水が流れるが、普段は流水をみない。しかしながら、昭和五十一年（一九七六）にダムが建設されるまでは、土砂の流出[illegible]たため、[illegible]になると途端に氾濫して過去に幾度[illegible]した。

水無川の印象が強い愛知川である[illegible]た江戸後期の絵図や浮世絵版画には[illegible]

写真１　上空から愛知川を望む（2004年撮影[illegible]真下が北）

[illegible]の尽力により架設された[illegible]を課さない三橋からなる[illegible]賃橋（太平橋）」（六頁表の橋番号６～８）が有名であるが、当該地付近には無賃橋以前にも橋が架設されていたことが資料からも窺える。(1)

また、無賃橋の架設から約五〇年後の明治十一年（一八七八）、明治天皇巡幸に伴い官費によって当該地に整備された「御幸橋」（六頁表の橋番号12）は、天皇の愛知川通輦後に愛知郡・神崎郡の有志へ払い下げられるが、無賃橋同様に橋銭は徴収せず、両郡の人々から広く寄付を募ることにより橋の維持費用を捻出していた。

2　無賃橋架設以前の橋

無賃橋と系譜を同じくする江戸中期から後期の橋として、六頁表に掲げた橋番号1から10などの橋の存在が挙げられる。延享元年（一七四四）の資料（列品番号17）にみえる「愛知川勧進橋[illegible]は、いわゆる仮橋で、愛知川宿と小幡村（東近江市[illegible]荘小幡町）が[illegible]馬以外の通行者から水嵩に応じて橋銭を徴収し、[illegible]らを橋の運[illegible]に充てていたことが窺える。(2)

やや年代が下る[illegible]文化期[illegible]に関する記述や姿がみえる。文化三年（一八〇六）[illegible]図並見取絵図　中山道」巻十には、愛知川宿の西を流れる愛知[illegible]の流路に架設された二橋の橋「大橋　仮橋・小橋　仮橋」が描かれている（写真３）。また、天保二年（一八三一）に坪田利右衛門が著した無賃橋架設の顛末記「徳本泰平録」（坪田家文書・列品番号19）にも文化六年に架設された「愛知川新仮橋」の記述がみえる。同橋も橋銭を徴収する仮橋であった。(3)

写真２　無賃橋渡り初め図　天保２年[illegible]
（愛荘町指定有形文化財『近江愛智郡志』[illegible]真ガラス原板より）

さらに年代が下る文政十年（一八二七）の資料とし

見本

て、神崎郡金堂村（東近江市五個荘金堂町）にある弘誓寺の「萬留帳」に「愛知川橋」とあり、愛知川宿と小幡村の役人に残す金銭が書き留められている。(4)また、同年に江戸を発った椿椿山（一八〇一―一八五四）が描いた「山海寄賞図」の「愛知川出水の図」には、愛知川の流路に架かる三橋が描かれている（写真4）。

3　御幸橋の変遷

天保二年（一八三一）に無賃橋が架設されて以降、明治十一年（一八七八）に御幸橋が架設（架替）されるまでの橋の様子がわかる資料に、成[illegible]の「愛智河架橋絵巻」（列品番号22）や天保二年の「無賃橋渡り初め図」（写真2）、天保六年から十年頃に制作[illegible]六拾九次之内　恵智川」（列品番号20[illegible]架設された無賃橋がみえるが、広重[illegible]

写真3　「中山道分間延絵図」に描かれた仮橋
東京国立博物館所蔵　Image:TNM[illegible]e Archives

写真4　「愛知川出水の図」（部分）
（『近江 愛知川町の歴史』第2巻[illegible]）

われるスケッチ帖にも同じ橋の姿が描かれている。(5)また、明治期では、明治十一年に明治天皇の巡幸に伴う愛知川の通輦に先出ち、「御幸橋」と称される以前の橋の様子を現地勘査した先発官の報告がある。そのなかで、先発官は同地に「愛知川仮板橋」が架けられていることや愛知川通輦の際は板輿で渡河した方が良いとの見解を示している。(6)そして御幸橋は天皇の愛知川通輦以降、架設と流失を繰り返すこととなる。

御幸橋①

明治十一年（[illegible]八）、明治天皇[illegible]幸に伴い整備された御幸橋で、愛知川通輦直前の[illegible]に県令自らが[illegible]察している。(7)同橋については地元有志が資金を[illegible]政府から[illegible]金とあわせて架設工事の資金としたと言われるが、[illegible]地元の村々からの願い出があり、低価で払い下げ[illegible]官費[illegible]行政文書[illegible]つか確認できる。(8)この橋は間もなく流[illegible]行の『滋賀県管内　神崎郡誌』（列品資料[illegible]）[illegible]愛知郡誌』（列品資料3）には御幸橋の挿絵[illegible]る。この橋に該当するか不確かであるが、同年六月[illegible]は橋梁の大半が流失したことが資料（列品番号4[illegible]から窺える。

御幸橋②

明治十三年（一八八〇）九月に竣工した橋で、神崎・愛知両郡長の周施のもと愛知川村（愛荘町愛知川）と小幡村の有力者のほか、中宿村（愛荘町中宿）の高田吉兵衛（写真5）らが篤志金を集めて架設や修繕経費に充てた。しかしながら、翌年九月の暴風雨により破壊され、残らず流失した。(10)

写真5　高田吉兵衛
（政行、1827－1899）

見本

御幸橋③

明治十四年（一八八一）十一月に復旧した橋で、再架設にかかる工事費として一三六一円を要した。[11]愛知郡愛知川村・中宿村、神崎郡小幡村・中村（東近江市五個荘中町）の愛知川橋梁篤志出金人総代らは、この失費を地方税で賄うよう県会に諮るため、嘆願書（列品番号7）を提出している。その後、工事費の半額は地方税により、補助として支出することが臨時県会で議決された。

御幸橋④

明治十五年（一八八二）に竜田村（東近江市五個荘竜田町）の松尾[illegible]らの周施により復旧した橋。[12]この橋[illegible]が、明治[illegible]年七月に近畿地方を襲った大暴風雨[illegible]

御幸橋⑤

明治二十三年（一八九〇）九月[illegible]した新橋で、[illegible]工、翌年[illegible]月に[illegible]地方費[illegible]○[illegible]円を[illegible]県[illegible]地元が管理していた御幸橋保管金か[illegible]

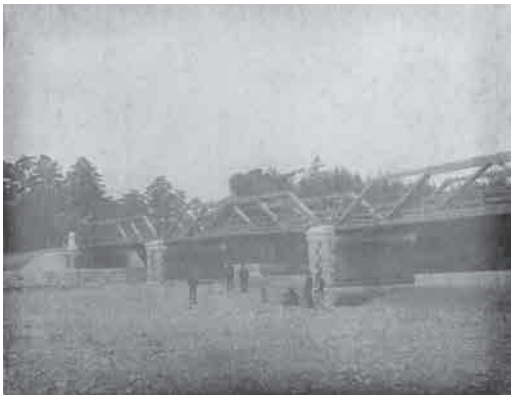

写真６　御幸橋（1891年10月撮影）
写真上は川上から西詰を撮影したもので、画面[illegible]の桁構が墜落した。下は川下から東詰を[illegible]の。　画像提供：土木学会附[illegible]館

（府県費）により架設された。西詰は大道路の整備に伴い旧橋より一町ほど川下に移動した。

橋は「ハウトラス」構造の木造道路橋（写真６）で、設計者である野澤房敬は明治二十一年に帝国大学工科大学（東京大学工学部の前身のひとつ）を卒業した後、国内で近代の工学技術を修得した初期の世代にあたる技術者として滋賀県や群馬県で木鉄混合トラスによる道路橋を数多く設計・施工した。[14]

明治二十四年十月二十四日の渡橋式直後に一般通行が開始されると、瞬く間に人々が橋に詰め寄ったため、その[illegible]量に耐えられなかった第七・八号橋脚間の橋桁は、[illegible]落した。事故現場では多くの医師が負傷者の治[illegible]人々とともに[illegible]たったが、[illegible]死者を含む計二五一名の死傷者を出す大惨事となっ[illegible]

設計者の野澤[illegible]間におよそ二〇〇人の搭載が限度のところ、[illegible]落橋[illegible]繋がったと指摘している。加えて、[illegible]ついて、事前に滋賀県の技手に指示して[illegible]確な人[illegible]については伝えていなかったことも惨事に至った要[illegible]ひと[illegible]て[illegible][16]

〈仮橋〉

御幸橋落橋後[illegible]愛知川を渡る手段と[illegible]て、新橋の竣工後に取り壊す予定であった旧橋を修繕し、仮橋として使用することとなった。明治二十五年（一八九二）には暴風雨により、仮橋中央の橋杭二本が流失している。[17]

御幸橋⑥

県会で再架設が議決された新橋であるが、材料となる木材（欅）の請負業者が辞退するなどの事情により起工が著しく遅れた。[18]しかしながら、明治二十六年（一八九三）七月には木鉄混合ハウトラス構造で、設計荷重が橋面一坪あたり六〇〇貫（約二二五〇キログラム）の新橋が完成し、七月十四日

見本

には渡橋式が行われた。[19]同橋の主要部分はすべて欅材で、鉄具もすべて錬鉄のものを使用するが、橋台・橋脚や橋板、小金物類は旧橋の部材が再利用された。

御幸橋⑦

大正十五年（一九二六）に竣工し、橋床は鉄筋コンクリート、橋面はロックアスファルトブロックで舗装された堅牢な近代橋（写真7）。橋台と橋脚は旧橋のものを一部加工して利用し、径間長は旧橋と同じであった[20]ため、初代の[illegible]行[illegible]たが、神事の後[illegible]崎[illegible]台来賓の[illegible]知[illegible]の[illegible]参列[illegible]た。[illegible]在、[illegible]知川[illegible]沿[illegible]近江市小田苅[illegible]先の[illegible]ものの[illegible]に、[illegible]に請[illegible]た[illegible]れた二基[illegible]柱（旧橋の両詰に建てられていたも[illegible]写真8中・右）が残されている。

写真7　御幸橋（1926年8月、西詰より撮影）

＊　＊　＊

愛知川の無賃橋と系譜を同じくする江戸期の橋や御幸橋について簡単に述べてきた。最後に現在の御幸橋⑧であるが、構造は鋼桁鉄筋コンクリートで、今から六〇年前の昭和三十六年（一九六一）に竣工した。さらに、昭和四十五年（一九七〇）には上流側に幅一・五メートルの歩道橋が新設された。[22]

【注記】

(1) 愛知川宿の西側に[illegible]江戸中期から後期の[illegible]いては、青柳周一氏の以下の著述に詳しい。文献⑨「第四節　愛[illegible]の川渡しと無賃橋[illegible]

(2) 文献⑨、二二六頁。

(3) 文献⑨、二二七頁。

(4) 文献⑨、二二七頁。

(5) 愛荘町立歴史文化博[illegible]編『愛知[illegible]（二〇一二）、四頁。

(6) 文献⑧、一二頁。

(7) 文献⑧。

(8) 文献③[illegible]り、文献④には官が仮設工事を実施した旨の記述[illegible]た。滋賀県[illegible]一中山道筋愛知川橋梁維持方法に付願・指令」（明一に一二）[illegible]二〇）には、官費により架設された後に払い下げられたことが[illegible]れて[illegible]

(9) 文献③、七四三頁。

(10) 列品番号7に明治[illegible]月十三日の暴[illegible]り一二五間流失したことが記されている。

(11) 文献④、五七二頁。

(12) 文献③、七四四頁。

(13) 文献⑤、六三三頁。

(14) 土木学会関西支部 編『関西の土木一〇〇年』（一九六八）
五十畑弘「木造トラス構造の事例に関する歴史的調査」『第二回木橋技術に関するシンポジウム論文報告集』（土木学会、二〇〇三）

(15) 文献⑦、四四七頁。

(16) 滋賀県行政文書「御幸橋落橋之義ニ付手続書」（明一に一二〇）並びに「請願書」（明一に一二〇）

(17) 文献⑤、六三三頁。

(18) 文献⑤六三七頁、滋賀県行政文書「御幸橋木材請負解約ノ件」（明一に一二二）。

(19) 滋賀県土木部 編『滋賀県土木百年年表』（滋賀県、一九七三）

(20) 小原光信「御幸橋の改築工事に就て」『道路の改良』第八巻第一一号（道路改良会、一九二六）

(21) 簿冊「大正十五年九月弐拾五日　御幸橋竣工式書類」（愛知川町引継文書）

(22) 文献⑤、六三八頁および文献⑧、二六頁。

【主要参考・引用文献】
①松浦　果 編『滋賀県管内 神崎郡誌』全（一八八〇）
②横内　平 編『滋賀県管内 愛知郡誌』全（一八八〇）
③大橋金造 編『近江 神崎郡志稿』下巻（滋賀県神崎郡教育会、一九二八）
④愛知郡教育会『近江愛智郡志』巻二（一九二九）
⑤五個荘町史編さん委員会 編『五個荘町史』第二巻（五個荘町役場、一九九四）
⑥板橋区立郷土資料館他 編『中山道展』（二〇〇二）
⑦愛知川町史編集委員会 編『近江 愛知川町の歴史』第四巻（愛荘町、二〇〇七）
⑧愛荘町立愛知川図書館 編『明治天皇巡幸と御幸橋』（二〇〇七）
⑨愛知川町史編集委員会 編『近江 愛知川町の歴史』第二巻（愛荘町、二〇一〇）
⑩愛知川沿岸土地改良区 編『六〇年の歩み えちがわ』（二〇一二）

見本

西暦	和　暦	月	備　考	橋番号	橋　名　等	構　造　等	総　延　長		幅　員	
							間・尺・ft	メートル	間・尺・ft	メートル
1744	延享元年	－	史料	1	愛知川勧進橋		－	－	－	－
1806	文化３年	－	絵図	2	大橋／仮橋・小橋／仮橋	２橋	－	－	－	－
1809	文化６年	－	史料	3	愛知川新仮橋	－	－	－	－	－
1827	文政 10 年	－	史料	4	愛知川橋	－	－	－	－	－
		－	絵画	5	－	３橋	－	－	－	－
1831	天保２年	－	史料	6	無賃橋（太平橋）	板橋・３橋	68 間	約 123.6	－	－
		中秋	無賃橋渡り初め図	7	むちん□し（幟）	－	－	－	－	－
－	天保２年頃	秋	架橋絵巻	8	－	－	－	－	－	－
－	天保６～10 年頃		浮世絵版画	9	むちんはし	－	－	－	－	－
1848	嘉永元年	－	史料	10	〈御馳走橋〉	－	－	－	－	－
1878	明治 11 年	－	先発官報告				約 100 間	約 181.8	－	－
		11 月	既設の橋を工事				120 間 ※1	約 218.2	－	－
1880	明治 13 年	1 月	挿絵				126 間 ※2	約 229.1	－	－
		3 月	挿絵				120 余間 ※3	218.2 余	－	－
		6 月	８間余流失				－	－	－	－
		8 月	大半流失			－	－	－	－	－
		9 月	竣工				126 間	約 229.1	3 間	約 5.5
1881	明治 14 年	9 月	流失							
		11 月	復旧		御幸橋③	－	－	－	－	－
1882	明治 15 年	7 月	復旧				－	－	－	－
1885	明治 18 年	7 月	流失				－	－	－	－
1890	明治 23 年	9 月	起工	1	幸橋⑤	木造トラス	765ft	約 233.2	13ft	約 4.0
1891	明治 24 年	10 月	竣工・落橋							
1892	明治 25 年	2 月頃	修繕		〈仮橋〉		－	－	－	－
		7 月	橋杭２本							
1893	明治 26 年	4 月	起工	18	御幸橋⑥	トラス	765 尺	約 231.8	10 尺	約 3.0
		7 月	竣工							
1925	大正 14 年	3 月	起工	19	御幸橋⑦	鉄筋コンクリート	765 尺	約 231.9	21 尺	約 6.4
1926	大正 15 年	8 月	竣工							
1961	昭和 36 年	3 月	竣工	20	御幸橋⑧	鋼桁鉄筋コンクリート	－	234.6	－	8

表　無賃橋と同一系譜の橋の変遷（※１は文献③、※２は文　　※３は文献②の記述に基づく）

見本

写真８　すこやかの杜運動公園内にある大正期架設の御幸橋親柱など
左：親柱　中･右：石柱

1 ―― 愛智川無賃橋維持方法上申書

2 ―― 『滋賀県管内神崎郡誌』　（表紙）

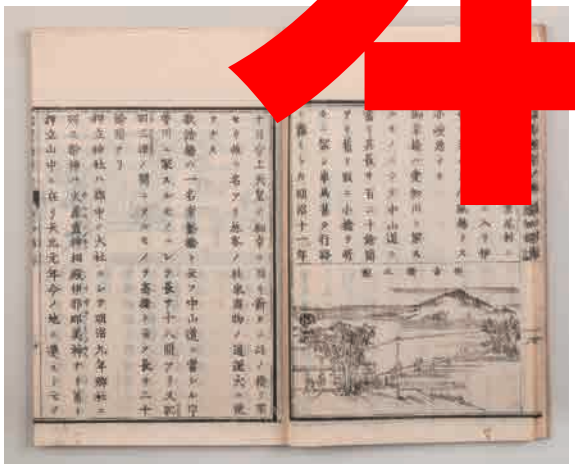

3 ―― 『滋賀県管内愛知郡誌』　（表紙）

見本

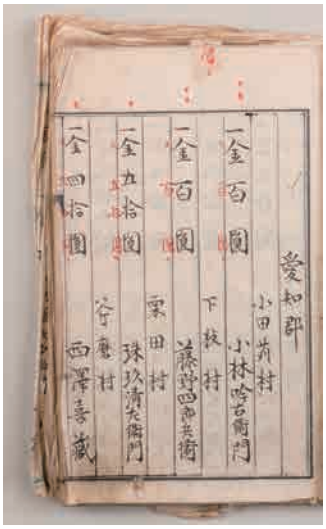

5 —— 愛知川橋梁篤志金人員簿

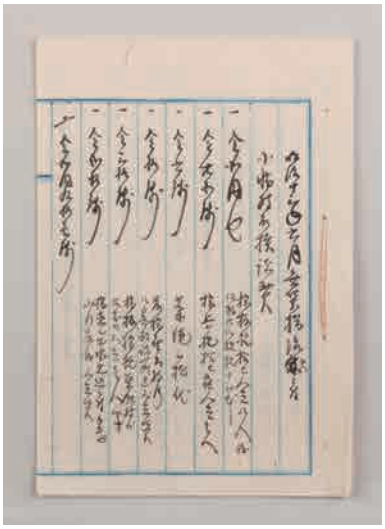

4 —— 無賃橋流失取換諸費書

書

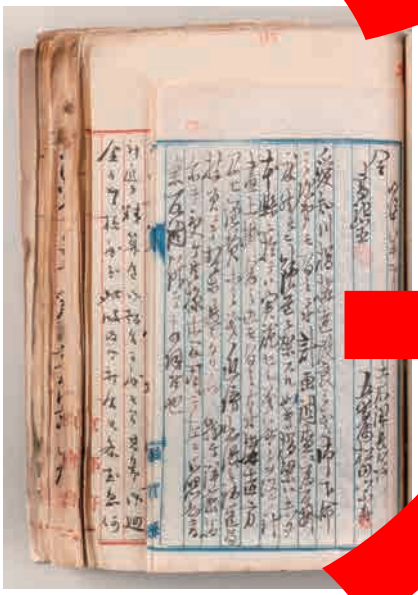

8 —— 愛知川橋構造改良伺文

7 —— 愛知川橋梁再架設嘆願書

見本

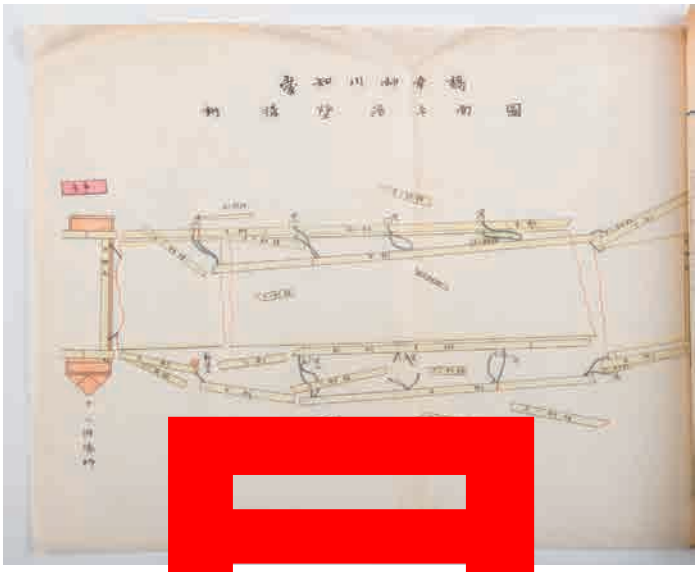

10—— 御幸橋桁 平面図

11—— 愛知川仮橋修繕設計

見本

13 —— 御幸橋竣工記念絵葉書

12 —— 御幸橋竣工式祝辞草稿

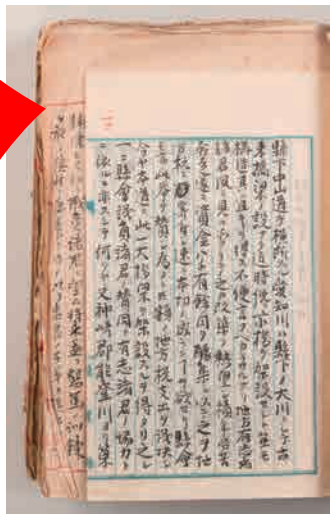

9 —— 御幸橋渡橋式祝辞草稿

（御幸橋部分）

豊郷駅から八日市駅部分）

15―― 愛知川川越書付

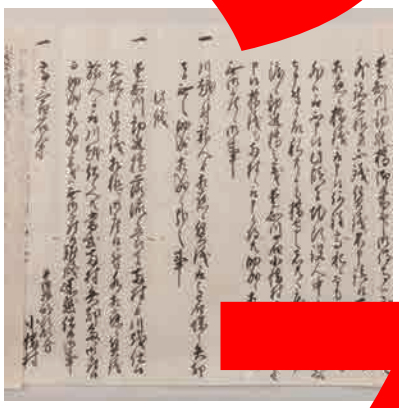

17―― 愛知川伝馬川越賃銭返答

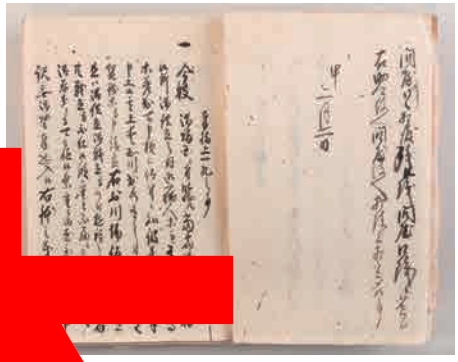

川越人足につき詫書

18―― 愛知川常橋取替口上書写

見本

20—— 歌川広重 木曽海道六拾九次之内 恵智川　　平録

見本

（巻頭）

（巻末）

22—— 小澤華嶽筆 愛智河架橋絵巻

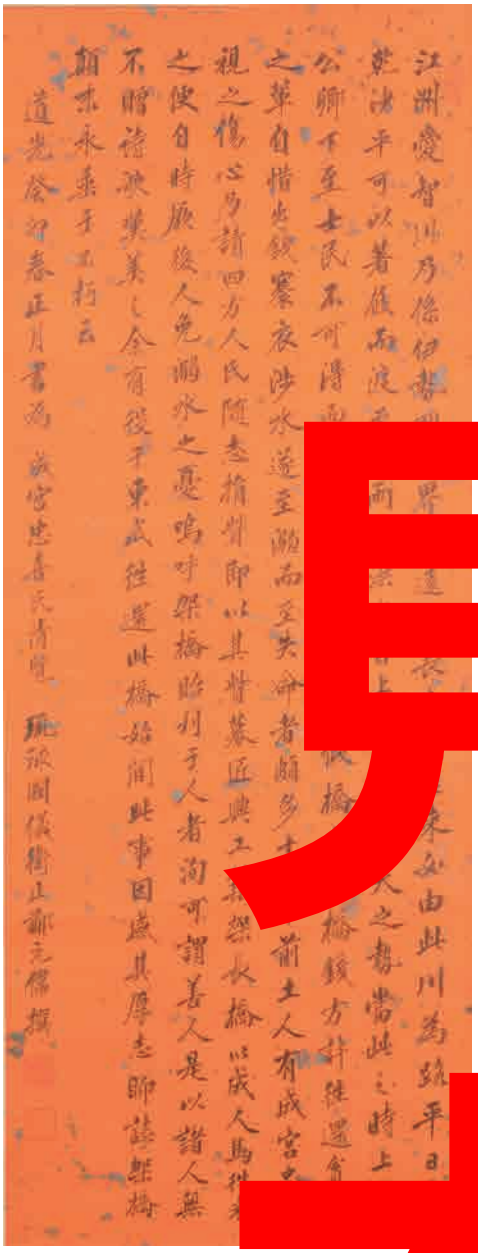

25—— 鄭元偉書 太平橋記

—— 成宮弥次右衛門・塚本助一画像

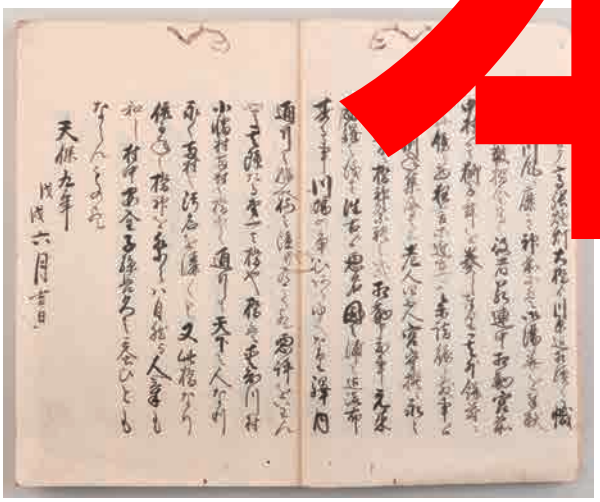

24—— 牛頭天王万歳録

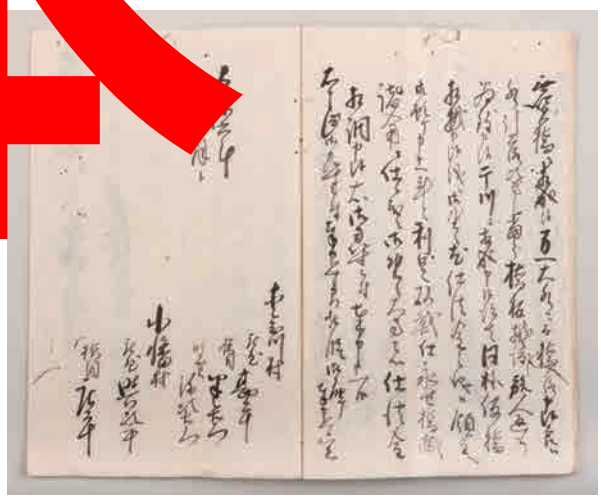

23—— 無賃橋仕法につき返答

見本

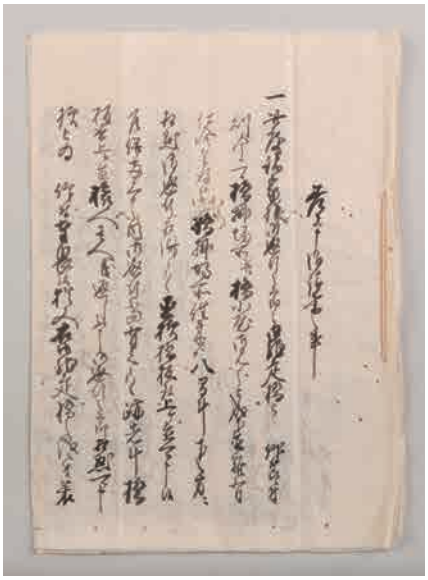

29—— 御馳走橋につき請書

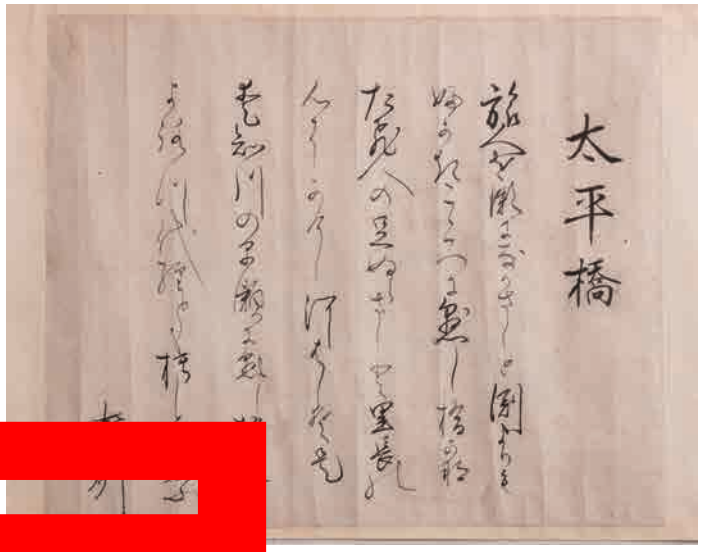

28—— 太平橋相談[illegible]紙

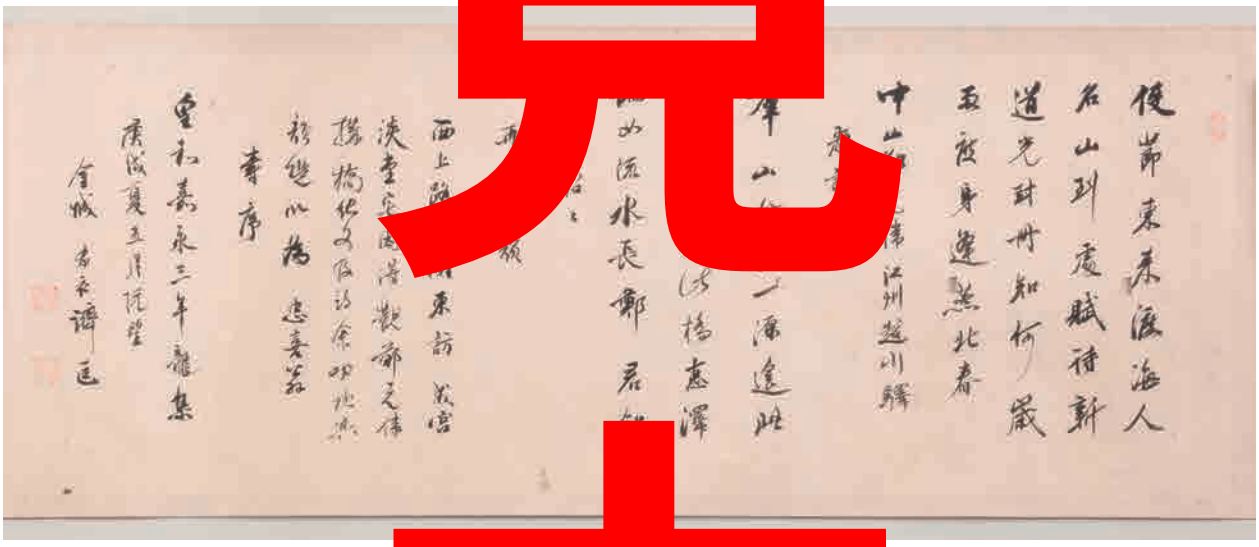

27—— 江州越川駅題詩次韻

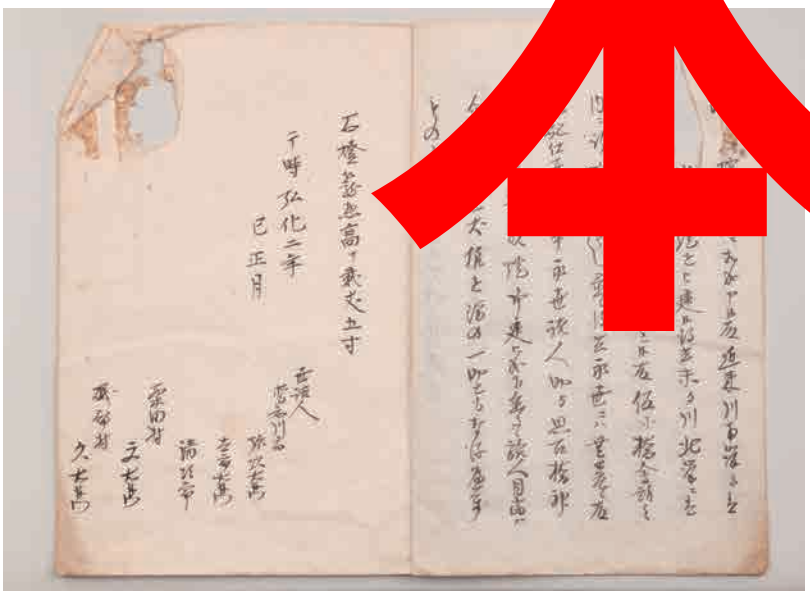

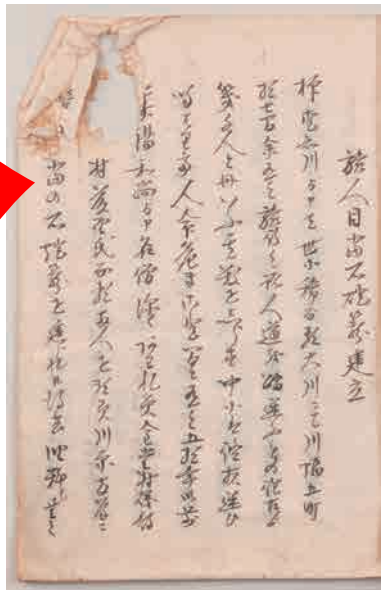

28—— 石燈籠建立口上書

見本

32―― 九重桜真図

30―― 壷に桜図（自賛七言絶句）

見本

34—— 離合桜図

31—— 三芳野桜真図

見本

36—— 桐谷図

33—— 帆立桜図

見本

35—— 有明桜真図

2　列品資料・作品解説

第1章 御幸橋小史（明治・大正期）

御幸橋は「十余里の長流」と呼ばれる湖東の大河、愛知川に架かる橋梁で、国道八号が愛知川を渡る地点に架設されている。現在の御幸橋は、今から六〇年前の昭和三十六年（一九六一）に竣工したもので、長さ二三四・六メートル、幅八メートルを測り、橋桁（上部工）は鉄道車両メーカーとして知られていた汽車製造株式会社（川崎重工株式会社と合併により消滅）が製造した。

「御幸橋」という橋名の由来は、明治十一年（一八七八）の明治天皇巡幸の際、愛知川の通輦に伴い称されたもので、当時は「愛知川橋」とも呼ばれていた。明治[illegible]
愛知川の氾濫により幾度か流失と復旧、再架[illegible]
が、より堅牢な構造の橋を求める声もあり[illegible]
（一八九一）十月には欧米の橋梁技術である[illegible]
御幸橋が架設された。しかしながら、この橋[illegible]
れた途端に群集が橋上に押し寄せたため落[illegible]
諸々の事情により再架設工事は遅延するが、[illegible]
月に新橋が竣工し、改めて渡橋式が行われた[illegible]

大正時代になり御幸橋の老朽化が顕著に表[illegible]
大正十四年（一九二五）三月、架替工事に着[illegible]
橋脚と橋台については旧橋のものを一部加工するにとどめたが、幅員についてはおよそ二倍の六・四メートル（二一尺）に拡幅した。また、荷重が直接かかる橋床に鉄筋コンクリートを採用し、橋面は維持や修繕が容易なロックアスファルトのブロックで舗装した。この大正十五年八月に竣工した新橋は、現在の御幸橋に代わるまでの約三六年間、愛知川の両岸をつなぐ国道の道路橋として利用された。

1　愛智川無賃橋維持方法上申書写

明治十二年（一八七九）十二月　二三・四cm×一六・〇cm

明治十一年の明治天皇巡幸後、御幸橋の払下げを受けた愛知川村（愛荘町愛知川）や小幡村（東近江市五個荘小幡町）の有志のほか、中宿村（愛荘町中宿）の豪商である高田吉兵衛（政行、一八二七―一八九九）は、明治十二年に橋の維持方法を検討し、無賃を原則とするために広く寄付を募ろうと、その斡旋を神崎郡長と愛知郡長に依頼した。

〔表紙〕

「愛知川無賃橋古今原由書

神崎郡小幡村坪田利右衛殿[ヒ]所有ノ写[ヲ]ス

高田吉兵衛」

〔前略〕

神崎郡[illegible]
愛智川無賃橋維持方法上申[illegible]
[illegible]荷車ニ限リ[illegible]
[illegible]算モ仕候処、両川岸ニ川番[illegible]
[illegible]賃銭ヲ差引候得ハ為差金銭モ[illegible]
無賃橋ニ広ク決定仕度、因テ二ケ[illegible]
[illegible]示モ有之一国ノ名誉ニモ候[illegible]
[illegible]儿為重者ヨリ各地券証ヲ抵当ニ差出[illegible]
[illegible]ニテ年限ヲ以テ安利ノ金員ヲ借リ入、[illegible]
[illegible]附、積立利益ヲ以テ永続仕度候[illegible]
二ツ[illegible]両郡ノ有志家ニ語リ全仕法講相[illegible]
度ト申者[illegible]何レモ両件トモ畜[ヒ]財家ニテ有[illegible]
[illegible]ノ、撰任仕、其人ヘ周旋ゟ都[illegible]
望ノ者一郡ニテ[illegible]
員請払ニ至ル迄負[illegible]
堅固永続可仕義ニ奉存候、乍併畜[ヒ]財有徳家ニテ地元両村ノ者ヲ依頼仕候テモ迚モ承諾有之間敷、両郡ヘ相係リ候事業ニ御坐候故、不顧恐惶両郡長殿江同様連署ヲ以上献仕候、則積立方法及ヒ講人等御撰定ヲ以被仰付候様蒙御配慮申度奉懇願候、何卒御保護之思召ヲ以御聴届何分ノ御沙汰被成下候ハ、難有仕合ニ奉存候、謹言

神崎郡小幡村　　村総代　川村勘助

明治十二年　　戸長　神馬六郎兵衛

愛知郡愛知川村　　村総代　中野利右衛門

愛知郡中宿村　　戸長　森野幸右衛門

高田吉兵衛

〔以下略〕

2　『滋賀県管内神崎郡誌』

明治十三年（一八八〇）一月刊行　二一・七cm×一四・六cm

御幸橋の延長（一二六間）についての記述がみえるほか、挿絵に当時の[illegible]橋が描かれている。

3　『滋[illegible]愛知郡誌』

明治十三年（一八八〇）三月発兌　二一・七cm×一四・六cm

[illegible]の挿[illegible]載されており、画中には橋神牛頭天王を[illegible]祇園神社[illegible]がみえる。

5　愛知川[illegible]金人員簿

明治十三年（一八八〇）七月　二三・八cm×一五・五cm

神崎・愛知郡の篤志家による寄付金名簿。高額寄付者に名を連ねる「丁吟」の小林吟右衛門（四代）と「又十」の藤野四郎兵衛（三代）は、近江の名だたる豪商。珠玖清左衛門と西澤喜蔵は愛知郡の名望家で、珠玖は県会議員や八木荘村（愛荘町）の初代村長を務めた人物。秦川村（愛荘町）に生まれた西澤は、天保十四年（一八四三）、当時二二歳で初めて江差（北海道檜山郡江差町）へ赴いて太物類を持ち下り商いし、その傍らで海産物を内地へ登せ荷して富を築き上げた人物。

見本

【参考】四代 小林吟右衛門（亀太郎、一八四五―一〇九五）

愛知郡小田苅村（東近江市小田苅町）出身の豪商（丁吟）。二二歳で家督を相続し、家業（呉服などの行商や染料製造、金融業など）とあわせて生糸の直輸出を行う[illegible]廃、新期における丁吟（チョーギン株式会社）の[illegible]鉄道[illegible]会また、明治三十一年（一八九八）に開業した[illegible]走し[illegible]物社の取締役として、経営苦における資金確保[illegible]としても知られる。

6　△愛知川橋梁維持方法取設願書

明治十三年（一八八〇）八月二十七日　[illegible]cm×[illegible]cm

明治十三年六月に流失した御幸橋であるが[illegible]て同年中には神崎・愛知両郡の有志者から約四〇〇〇円の篤志金が集まった。本資料は、この寄付金を元金とし、その利子を橋の架設や修繕費に充てる規則の運用を県に願い出たもの。そして九月には、新たに延長一二六間（約二二九メートル）の御幸橋が架設された。

愛知川橋梁維持方法取設ノ儀ニ付願

中山道愛知川橋梁ハ、過明治十一年御巡幸之際新タニ架橋セラレ、示後旅人便利ノ為メ該橋梁篤志金ヲ以無賃橋トナシ、永世維持致シ度ニ付、低価御払下ケ相成度旨地元村ヨリ上願被致、既ニ御聞届相成候処即今永世維持之目的難相立、旦地元両村ニ於テ負担候義実際難行届趣、然ルニ該事業タル素ヨリ美挙ナルハ、勿論往来旅人ノ便利ヲ得ル少ナカラサル義ニ付、管庁ニ於テモ特別之御詮議ヲ以低価御払下相成タル儀ト存候、就テハ此侭前途維持之目的不相立候テハ遺憾之次第ニ付、今般神崎愛知両郡之有志者則別冊名前之者共、各自頭書之通リ篤志金ヲ出シ、更ニ別紙之方法ヲ取設ケ該無賃橋維持致シ度候間、御允可被成下度此段奉願候也

明治十三年八月廿七日

神崎郡
篤志出金人総代
能登川村
阿部市郎兵衛代理
阿部周[illegible]
川並村
塚本定右衛門代理
松居吉右衛[illegible]
宮荘村
北町屋村
市田太郎兵衛
市田喜兵[illegible]
宮荘村
藤井善助代理
藤井彦治[illegible]
愛知郡
篤志出金人総代
小田苅村
小林吟右衛門代理
小林惣助㊞
下枝村
藤野四郎兵衛㊞

滋賀県令籠手田安定殿

7　△愛知川橋梁再架設願書

明治十四年（一八八一）十月十三日　二三・五cm×一七・〇cm

明治十三年九月に再架設された御幸橋であるが、翌年九月の暴風雨により破壊され残らず流失した。本資料は再架設にかかる費用の目途がたたないことから、地方税による補助を求めて県令宛に提出された願書。その結果、工事費の半額は地方税により補助として支出することが臨時県会で議決され、明治十四年十一月に橋は復旧した。

愛知川橋梁再架設ノ儀ニ付歎願書

〔中略〕

本年[illegible]ヨリ十四日ニ亙ル暴風雨ノ為メ、管内諸[illegible]破壊相成候分、急破工事御目論見等臨時県会[illegible]、御着手相成候趣キ奉拝承候ニ付、前陳[illegible]旨趣御[illegible]成下、本橋架設ノ失費地方税ヲ以テ御造[illegible]築相成候[illegible]願候、就テハ臨時県会ヘ議案御下附ノ上、[illegible]御説明被成下為、目論見概算書[illegible]

愛知川橋梁篤志出金人

明治十月十三日

8　△愛知川橋梁改良伺文

明治十八年（一八八五）二月二十一日　二五・〇cm×一七・〇cm

明治天皇の愛知川通輦後に払下げられた御幸橋であるが、その後は毎年のように流失と復旧を繰り返していたため、地元でもより堅牢な構造の橋を求める声が高まった。本資料は御幸橋の構造改良について、当時の鉄道橋梁を参考にするため、鉄道局技術部の技員に指導を依頼する伺文。

〔前略〕

愛知川橋構造改良之義、御下命之次第モ有之ニ付、計画調査ニ取掛度、然ルニ鉄道ニ架スル如キ橋梁ハ、未タ本

見本

県ニ於テハ実施セシ義ハ無之ヲ以テ、計画上掛合之辺モ有之候付、構造方及ヒ経費等之義、近傍出張之鉄道局技員ニテ、右出長(庶)シタル向ヘ県テ詳密指示テ受ケ候様仕度、因テ左に此照会書案取調併テ相詞候也

9　△御幸橋渡橋式祝辞草稿

明治二十四年（一八九一）十月十四日　二五・〇cm×一七・〇cm

御幸橋の構造改良は明治二十三年九月に起工された新橋で実現する。新しく架設された御幸橋は、欧米の技術を基にした「ハウトラス」構造の木造道路橋で、道路の新設工事も平行して行われたため、西詰は一町余り川下に移動した。また、渡橋式は実際より十日前に開道式とあわせて行う予定であったことが本資料からわかる。

県下中山道ヲ横断スル愛知川ハ、県下ノ[illegible]ニシ[illegible]来
橋梁ノ設ナク近時終ニ木橋ヲ架設セント[illegible]構[illegible]且
キヲ得ス不便言フヘカラサルナリ、地方[illegible]者諸[illegible]一
見ル所アリテ之カ改築ヲ熱望シ、積年学[illegible]金
八千有余円ヲ拠集シ、以テ之ヲ地方税[illegible]速[illegible]功
ノ成ラン〻ヲ欲セリ、県会モ亦此挙ヲ賛[illegible]
地方税支出ヲ議決シ、今ヤ本道ニ此一大[illegible]
ヲ得タリ、
〔中略〕
此ニ於テ橋梁初テ堅牢トナリ道路始テ便利トナリ、運輸交通ノ盛ナル期シテ候ツヘシ、豈国家ノ為メ慶賀セサルヘケンヤ、茲ニ本日渡橋式ト開道式トヲ併セ行フニ方リ一言以テ之ヲ祝シ併セテ諸君ノ労ヲ謝スト云爾

明治廿四年十月十四日

10　△御幸橋桁構墜落平面図

明治二十四年（一八九一）十月二十六日　二七・〇cm×三八・〇cm

明治二十四年に竣工した御幸橋であるが、十月二十四日の渡橋式には四・五万の人々が集まった。式典が終わり通行が開始された直後、橋両端から五・六百人（一説では八百人以上とも言われる）の人々が我先にと橋上に群がったため、第七号・第八号橋脚間の橋桁が墜落した。この事故で死者三名のほか、重症者二三名、軽症者等二二八名の負傷者が出た。本図は落橋した御幸橋の施工担当者が県内務部に提出した報告書に添付したもの。

11　△愛知川仮橋修繕設計書

明治二十五年（一八九二）一月二十二日　二四・四cm×三三・〇cm

御幸橋の落橋に伴い新橋竣工後に取り壊す予定であった旧橋を修繕し、仮[illegible]使用することとなった。本資料は仮橋の修繕設計書[illegible]

[illegible]橋竣工式祝辞[illegible]

[illegible]五年（一九二六）　二七・七cm×一[illegible]
[illegible]などにより交通上の支障が[illegible]
なっ[illegible]ことから、大正十四年に架替工事が行われた。本資[illegible]
[illegible]日に新橋の渡橋式が行われた。本[illegible]
町長[illegible]述べる祝辞の草稿。

[illegible]祝[illegible]
[illegible]橋ノ改築[illegible]本日ヲトシ〔茲〕竣功ノ式典[illegible]
行セラルハ、邦[illegible]将亦地方ノ為メ洵ニ欣幸[illegible]
所ナリ、抑モ本橋[illegible]明治十一年十月聖駕巡幸ノ事[illegible]
御幸橋ノ名蓋シ此レニ起因ス、後巨費ヲ投シ架橋サレ県下橋梁ノ巨擘トセラレタリ、然レドモ其規模狭少ニシテ時代ノ進運ニ伴ハザルノミナラス、腐朽廃頽(頽廃)ヲ来シ交通上支障多カリシガ今回改築ナリ、茲ニ渡橋ノ式ヲ挙ゲラル宴ニ慶賀ニ堪ヘザルナリ、現今将来益々交通輸運輸頻繁其慶ヲ加スルニ際シ、至大ノ効ニ齎スノミナラズ、地方ノ開発産業ノ進展期シテ待ツベキナリ、一言以テ祝辞トス

年　月　日　　町　長

13　御幸橋竣工記念絵葉書

大正十五年（一九二六）頃　一三・五cm×九・〇cm

親柱には「御幸橋」の橋銘板が嵌められている。上部に照明設備があるモダンな建築デザイン。

14　『近江鉄道沿線名勝之栞』

昭和三年（一九二八）五月　一〇・六cm×一〇六・〇cm

愛知川には大正十五年に架け替えられた御幸橋が描かれる。

第2章　愛知川を越える

江戸時代後[illegible]人々は常設の橋が架設されていなかった愛知川を渡る[illegible]川越人足」や仮設の「仮橋」「勧進橋」を利用し[illegible]に増水時には川越人足による川渡しに頼るの[illegible]の際、川越人足は一般の通行に対し、対価と[illegible]を徴[illegible]ことが許されたが、一方で大名行列に関[illegible]は馳走と[illegible]賃で行わなければならなかった。

通常愛知川宿と小幡村から供[illegible]では不法に[illegible]現の額が定められていたが、現[illegible]しの[illegible]取得する横行もみられた。また、大名行[illegible]十分な数の川越人足を提供しないなどの理由[illegible]人が発生することもあった。

愛知川[illegible]比較的少ないときは「仮橋」「勧進橋」が利用できたが[illegible]足同様、一般の通行に対しては愛知川宿と小幡村が橋[illegible]徴収し、橋の運営費に充当していた。したがって、難渋する路銭を持たない旅行者は、自力で川越えを試みるしかなく、その結果、多数の溺死者がで出るという悲劇が繰り返された。このことから、地元では「人取り川」の異名を取る愛知川を安全に渡るため、無賃で且つ簡単には流されない常橋を望む声が次第に高まってきた。

15　愛知川川越書付

天和三年（一六八三）三月　一四・三cm×七五・三cm

彦根藩筋奉行の岡頼母ら六名が人足による川渡しを小幡村

見本

に命じた文書。第一条では、愛知川の増水時には一般の通行や藩の御用荷物、藩士およびその荷物に対して川越人足を出して川渡しを行い、一般の通行からは相対で賃銭を取ることを定めている。また、第二条では、大名行列の川渡しは無賃で馳走として行うことを記す。

〔包紙〕
「天和三年亥三月　愛知川川越御書付　御奉行様六印被下置候」

覚

一愛知川水出候時分、往還之通リハ不及申彦根御用之荷物御家中御侍衆并御家中之荷物河渡シ人足出シ、駕籠人足共ニ川之内計河越可申候、往還之義ハ下々乗懸共ニ相対ニ而代物取渡可申候

一御大名衆御通リ之節ハ代物取不申、御馳走之及極難渋候ニ付、段々奉御詫申上候処、誠ニ以厚キ御憐愍之御慈悲ヲ以、此度之義ハ御内済被成下置、宿中一統難有仕合奉存候、右ニ付、人足之者共之義ハ領主江奉訴、厳料等も可被申付候得者、向後聊之義共有之間敷、万一聊御不敬之義共及出来申候ハヽ、如何躰之御義ニも可被仰付候、依之御詫証文、仍而如件

文政七年　　中山道
申三月六日　　愛知川宿
　　御本陣
　　甚五左衛門（印）
　　問屋
　　孫次右衛門
　　同
　　太郎右衛門
　　同
〔以下略〕

16　川越人足につき詫書

文政七年（一八二四）三月六日　一二〇㎝×一〇㎝

愛知川宿本陣の甚五左衛門ら七名が柳川[illegible]に対し、十分な数の川越人足を提供しなかったことを[illegible]出した一札の写し。愛知川宿の問屋に伝わる[illegible]められている。

奉指上一札之事

一今般御帰国ニ付、昨晩当宿御止宿被為遊候所、御供立之内御病人等も有之ニ付、宿駕等差出可申様被仰付候処、彼是御断等も奉申上候、其上愛知川出水有之ニ付、川越人足賃銭等も申請置、右於川場仮橋を越立、且ハ御供立御越立も可被遊程之義ニ人足之者共越立も不仕候段、重々不届ニ被為思召、既ニ御存分ニも可被遊候条、重々御尤至極、一言之申訳無御坐奉恐入候、右躰之義出来仕候義ハ、兼而宿役人共取示シも不行届段、御詫之申上方も無御坐奉恐入候処、右様被成下置候而者一宿[illegible]様
　　津村[illegible]
　　西原[illegible]様

17　愛知川伝馬川越賃銭返答

延享元年（一七四四）三月　一二五・四㎝×三〇・〇㎝

愛知川には無賃橋が架設される以前にも「勧進橋」「仮橋」と称される常橋とは異なる橋が存在していた。本資料は愛知川の勧進橋では、一般旅行者から水嵩に応じて一人頭一〇文までの橋銭を徴収している旨を大津代官に報告したもの。橋守が徴収した橋銭は、勧進橋を架設した愛知川宿と小幡村に渡され、勧進橋を運営するための費用に充てられていた。

〔包紙〕
「　延享元甲子年三月
　石黒清左衛門様今　愛知川伝馬川越賃銭御尋人書付写　」

〔前略〕
愛知川勧進橋、御朱印御伝馬ハ不及申上、其外諸士様方不残賃銭不申請候、尤旅人水相応ニ橋銭取申候、何程高水ニ而も拾文宛之外ハ取不申候、此段者地頭役人中今毎度厳敷被申付候故、私共今も橋守之者共へ度々入念申渡候、勧進橋之義、愛知川宿小幡村両村今掛させ申候橋銭も両村へ取申候得共、助成ニ相成候義者御無御座候御事
〔以下略〕

18　[illegible]取替口上書写

[illegible]化六年（一八〇九）九月　二八・二㎝×一一〇・〇㎝

[illegible]として磯部村・豊満村・嶋川村・土橋村[illegible]主屋らが、[illegible]に常橋を架設することを申し入れるため、[illegible]に宛てた口上書の写し。本資料[illegible]川に常橋の架設を求める動きがあったこ[illegible]的な橋の架設は二十二年後の無賃橋の架[illegible]た。

〔中略〕
[illegible]為[illegible]之事

右者此度両村并助郷惣代立会之上、前件之通無覆蔵相談之上常橋相懸候ニ付、件之通相定、両村へ引受被下忝存候、誠ニ介郷為方ニ相成可申与大慶仕候、何分精々御世話可被下候、依之為取替証文、仍而如件

文化六年　　愛知川宿助郷惣代
巳九月　　磯部村
　　庄屋　伝左衛門
　　豊満村
　　庄屋　太兵衛
　　嶋川村

見本

庄屋　次郎右衛門
土橋村　庄屋　武　介
小幡村
御役人衆中
愛知川宿
御役人衆中

第3章　無賃橋の架設

第1節　架橋の経緯

江戸時代後期、愛知川宿で酒造業を営む成宮弥次右衛門（忠喜、一七八一―一八五五）は、川渡し賃や橋銭を払えない人々が愛知川で溺死するさまを哀れに思い、常橋の「無賃橋」を架設することを切望した。しかしながら、橋の架設にあたっては、架橋工事費以外にも川渡しで賃銭を稼ぎ銭で生活している人々に対する金銭的保証、架替費用についても準備しておかなければ[illegible]いた。[illegible]異大な費用（一四〇〇両から一五〇〇両）が必[illegible]った[illegible]

文政十二年（一八二九）、弥次右衛門は資金[illegible]不足[illegible]素封家のなかでも特に施恵の心をもつ塚本助[illegible]町屋[illegible]や竹中長五郎（木流村）、片山半平（山本村）[illegible]の意[illegible]打ち明けて協力を取り付け、彦根藩に無賃橋架[illegible]願書[illegible]出した。

彦根藩は弥次右衛門らの申し出を了承し、ある松居久左衛門（位田村）のほか、坪田利右衛門（小幡村）などにも無賃橋架設の世話を命じるが、特に久左衛門が架橋計画に加わったことで、日野方面の商人連中や店持衆に資金面の協力を呼びかけることができるようになった。

もうひとり、彦根藩の郡奉行であった黒柳孫右衛門も無賃橋の架設を積極的に支援した人物として知られる。孫右衛門は彦根藩内での調整に尽力したほか、彦根城下の町々に寄付を申し付けるなど資金集めの面でも奮闘した。

しかしながら、資金調達の遅れや地元での架橋に対する合意形成が難航していたため、無賃橋の架設は天保二年（一八三一）まで実施されなかった。

第2節　渡り初めの情景

無賃橋は南橋・中橋・北橋の三橋で構成されていたが、北橋（延長二六間）に続いて中橋（延長二六間）の架設作業も順調に進められ、この両橋の完成に伴い九月二十七日に渡り初め式が挙行されることになった。式当日は晴天で、大勢の人出で賑わうなか、渡り初めは架橋を発願した者のなかで最も高齢の塚本助一が一番に、次に山本半平、木流長五郎、成宮弥次右衛門らが続いた。

橋付近の川原では見物客に対して餅まきが行われたほか、柿や菓子、田楽、甘酒などを売る者が寄り集まり、大勢の老若男女で賑わい、[illegible]なかには自ら酒や酒肴などを持参し、川原に毛氈を敷[illegible]む者もあった。

十月五日[illegible]（延長一六間）の架設に着[illegible]巡見に合わせ[illegible]八日には完成し、三橋は「太[illegible]

今後[illegible]は、今まで橋銭を徴収していた[illegible]を記した高札が掲げられた。

無賃橋の完成を受けて、彦根藩は弥次右衛[illegible]世話[illegible]為方なる筋を営み奇特」と讃え、[illegible]を五[illegible]、架橋に対して寄付を行った松居久左衛[illegible]坪田[illegible]じく二把ずつ与えた。

橋神と常[illegible]

[illegible]戸時代後期の「愛智河架橋[illegible]

無賃橋の架設を描[illegible]には、「橋神」が鎮座する場所を表す鳥居が描かれている。この場所は祇園神社（愛荘町愛知川）と考えられるが、同社の境内には「橋神牛頭天王」と刻まれた石燈籠や弘化三年（一八四六）に建立された常夜燈が残る。

牛頭天王社は疫病をはじめ諸々の災難を除き、万民の安全を守る神として愛知川村領内の興福寺境内に鎮座していたが、同寺が廃寺となり宗徒も次々に改宗したため、数百年間にわたり荒廃していたと伝わる。その後、江戸時代中頃には愛知川宿内に鎮座していたと伝わるが、詳細については不明な点が多い。

その後、天保二年（一八三一）の無賃橋の架設に伴い愛知川宿に鎮座していた牛頭天王に「橋神」の役割が与えられたため、同九年には愛知川河畔に遷座されて「祇園神社」と改称し、現在に至る。

祇園神社境内の常夜燈は、かつて愛知川の北岸に建立されたものである。愛知川では無賃橋が架設される以前から渡渉時に迷う旅行者が多く、北岸に目印となる石燈籠を建てたことがあったが、燈油代が工面できずに放置されていた。その後、南岸には新たな常夜燈が建てられたものの、北岸には何もなく旅行者が難渋したため、弘化二年（一八四五）に当時愛知川宿の問屋で[illegible]た成宮弥次右衛門ら3名と文右衛門（栗田村）・久右[illegible]村）が世話人となり、翌年に「牛頭天王常夜燈[illegible]た。この常夜燈は旅行者の目印という役割以上[illegible]住民にとって強盗や野犬、狼除けとして役立[illegible]あっ[illegible]

[illegible]年（一八三一）　二八・二㎝×二〇・二㎝

[illegible]の「川場勤め方」を命じられた小幡村の[illegible]無賃橋架設顛末記。利右衛門は無賃橋の[illegible]

[illegible]彦根藩より[illegible]衛門[illegible]

[illegible]関わった人物で、記述内容はおおよそ事実関係を踏[illegible]と思われる。

〔表紙〕
「　天保弐年　　辛卯十月日
　　徳本泰平録　」

〔前略〕
天保二年辛卯九月廿七日、無賃橋之規矩相立、永久之印ニ哉、殊ニ晴天諸人広キ川原ニみち〳〵り、夫〻神主三人元ノ休足所へ帰り、酒赤飯出し相図之拍子木を打と餅蒔、棚〻若者四方へ餅を蒔、緒人我レおとらじとおし合て、合高声にて爰へ〳〵と手まねきを致し、男女老若見物夥敷事、筆紙ニ難尽、是ヲ聞伝へ近村〻柿売菓子売一盃酒

見本

田楽売甘酒大勢寄集り、しばらく之内三ケ津繁昌之土地ニ相成候、中にハ酒肴笹井など持参致、広川原に毛氈杯を引たのしミ被申候、もち蒔も相済、神主三人帰宅被致、七ツ時過ニ相済見物おもひ〳〵ニ罷帰り被申候事

〔中略〕

〔裏表紙〕

「　天保二卯九月識作

坪田利右衛門　」

20　歌川広重　木曽海道六拾九次之内　恵智川

天保十年（一八三九）頃　二二・八cm×三六・三cm

歌川広重（一七九七―一八五八）は江戸時代後期に活躍した浮世絵師。画中にみえるのは「北橋」か。で事物や人物を写生したと思われるスケッチも同様に描かれている。本作品には木版摺り作業の簡略化に伴う数の減少が顕著にみられる。

21　成宮弥次右衛門・塚本助一画像

元治元年（一八六四）冬写　絹本著色　一二[illegible]cm×五[illegible]cm

無賃橋架設の功労者のうち二名を描く。手[illegible]ま戒[illegible]人[illegible]右衛門、奥に北町屋村（東近江市五個荘北町[illegible]）を描き、「玉峰」の落款を記す。「徳本泰平録」には弥次右[illegible]衛門の気質について「人並とハ違、一流有、当時之人気ニハ少シ風流ニて御座候」「後代迄亀鏡（鑑）人」とみえる一方で「乍然人曲人物」という側面も記されている。

22　□小澤華嶽筆　愛智河架橋絵巻

江戸時代後期　紙本著色　三三・四cm×七二九・〇cm

無賃橋の架設を描いた絵巻で、三つの場面で構成されている。第一場面は、おそらく食糧が詰められているであろう箱と薬缶を持つ壮年の女性と風呂敷包み両手で持つ少女が小川を渡る様子を描く。その先には、杣人が橋材となる木材を切り出し、職人たちが材を加工している様子を描くが、職人に紛れて町人風の人物が煙管に火をつける姿がみえる。第二場面は、架橋作業の工程が描かれる。柱穴を掘って束柱を立て、柱間に梁を渡して二段の足場を築く。束柱の頭に梁を組み合わせ、桁方向に木材を並べ、さらに枝葉を敷いた後に方形の重石を載せ、隙間に土砂を隈なく敷き詰める様子がみえる。第三場面は、完成した二本の橋の遠景を描く。巻末の落款「華嶽」から横山華山の弟子で天保期の絵師、小澤華嶽の作品と思われる。

23　無賃橋仕法につき返答

[illegible]（一八三五）七月　二五・二cm×一[illegible]

無賃橋架設後に愛[illegible]と小幡村の両村が無賃橋の修[illegible]するために仕[illegible]定め、仕法金を彦根藩に預け[illegible]年々の利[illegible]の維持費用に充てることを[illegible]

[illegible]

神崎郡小幡村

庄屋与次平

[illegible]月廿九日

御公役[illegible]締として御廻宿被遊ニ付

川場之始[illegible]付書上申候留也　」

〔中略〕

一中仙道愛知川仮橋之儀ハ、是迄橋銭取来り申候所、右之者共文政十二丑年領主役場江無賃ニ而諸人通行為致度趣御願申上、御聞済之上諸方ゟ寄附申受、尚又領主表ゟも格別之御憐愍ヲ蒙り、旁々以天保二卯年九月無賃橋ニ相成候、万一大水ニ而橋落申候節ハ、水引落次第当分橋板掛渡し、旅人通行為致申候、干川ニ相成申候得者同様仮橋相掛申候儀ニ御坐候、尤仕法金之儀ハ領主へ御預ケ申上、年々利足頂戴仕、永世橋掛諸入用ニ仕候義ニ御坐候、大方者仕法金相調申候、右御尋ニ付右之趣御尋ニ付奉申上候間、此段御届ケ奉申上候、以上

愛知川村

庄屋　勘　平

横目　半之右衛門

肝煎　弥次右衛門

天保六年

未七月

小幡村

庄屋　与　次　平

横目　庄　平

右此度御公役様御尋ニ付、書上ケ候通ヲ彦根御役所様へ茂写相認メ指上申置候

24　牛頭[illegible]

天保九年（一八三八）六月吉日　三〇・八cm×二一・〇cm

[illegible]していた牛頭天王を無賃橋の守護神とし[illegible]することについて記した資料。後半には、[illegible]座の翌日に[illegible]た神事の詳細が記されている。

〔表紙〕

橋守護[illegible]土

万歳録　」

牛[illegible]原江移由来

〔中略〕

世話人成宮常右衛門、夫より宮前神主中村出雲殿を相頼ミ地祭り相済、八日夕方出雲殿本裳束ニ而役人頭分夫々上下着ニ而川原へ御神體移らせ給ふ、御供致し御遷座之御規式相済、翌九日夕高張燈灯大橋ゟ川原迄相続候、幟数多川風ニ靡き神前には御湯華を奉献、笛・太鼓・摺金等之役者若連中相勤、宮前中村ゟ者獅子舞を奏し奉り、其外餅蒔ニ相添飾り物・狂言等近在ゟ参詣賑々敷事ニ候、是ゟ例年集会之上老人四五人宮守撰ミ、永々六月七日ニ橋神祭礼之式相勤申度事、元来当駅之儀者往古ゟ悪名国々浦々迄流布する事川場の争ひあるゆへなり、駅内通行之

旅人何之障り有て歟悪評をいわんや、其障たる第一者橋也、橋は愛知川村小幡村両村之橋にて通行者天下之人なり、永く両村之汚名を灑くも又此橋なり、依而年々橋神を祭らハ自然と人気も和し、村中安全子孫長久之基ひともならんもの歟

天保九年
戊戌六月吉日

【参考】橋神牛頭天王燈籠

現在も牛頭天王社（祇園神社）境内に残る

25 鄭元偉書 太平橋記

天保十三年（一八四二）春正月　一一[illegible]cm×四[illegible]cm

鄭元偉（一七九二―没年不詳）は琉球王国[illegible]表す[illegible]家[illegible]のひとりで、優れた楷書の書を多く残す。[illegible]十三年の徳川家慶将軍就任に伴い派遣された[illegible]使）に儀衛正として随行した人物としても知られている。本作品は中山道を通行時に、愛知川宿で成宮弥次右衛門らが無賃橋の架設に至った経緯を聞き、その顛末を長く後世に伝えることを記した書。

江州愛智川乃係伊勢国之界源遠流長、東武往来必由此川為跡、平日水乾沙平可以著屐而渡、至大雨時洪水自上流来、有漫天之勢、当此之時上自公卿下至士民不可得而渡、昔有土民、私設仮橋多收橋銭方許、往還貧賤之輩、自惜出銭褒衣渉水、遂至溺而失命者頗多十二年前、土人有成宮忠喜視之傷心乃請四方人氏随志捐貲即以其貲募匠興工築架長橋以成人馬往来之便、自時厥後人免溺水之憂、嗚呼架橋貽利于人者、洵可謂善人、是以諸人無不贈詩歌嘆美之余有役于東武往還此橋始聞此事、因感其厚志、聊誌架橋顛末、永垂于不朽云

道光癸卯春正月書為　成宮忠喜氏清覧

琉球国儀衛正鄭元偉撰

26 太平橋和歌三首懐紙

江戸時代後期　三四・二cm×四一・一cm

「太平橋」を詠んだ和歌三首。詠み手である「泰州」は旅僧か。

太平橋[illegible]よりも深き心に懸し橋かな[illegible]を瀬になかさ[illegible]の足ぬらさ[illegible]の心にかけし河はしそ是[illegible]よろつ代経とも朽しとそ思

泰[illegible]

27 越川駅題詩次韻

嘉永三年（一八五〇）夏五月　三〇・九cm×八[illegible]

嘉[illegible]球国王として知られる尚泰王（一[illegible]）の[illegible]琉球使節（謝恩使）が江戸幕府[illegible]本作品は[illegible]三年（一八四二）の鄭元偉の[illegible]に対する次韻詩。

使節東来渡海人　名山到処賦詩新　道光封冊知何歳
両度身逢燕北春

中山鄭元偉　江州越川駅

題詩次韻

群山会合一源遥　此際須緑築此橋　惠澤偏如流水長
鄭君銘柱自昭々

再賡韻

西上路過湖東訪　成宮淡堂宅因得観鄭元偉搆橋紀文及
詩余叩次

其韻礎以為　忠喜翁

寿序

皇和嘉永三年龍集
庚戌夏五月既望

金城　希衣済匡

28 石燈籠建立口上書

弘化二年（一八四五）正月　二七・五cm×一九・九cm

旅行者の便宜を図るため、愛知川宿の成宮弥次右衛門ら五名の世話人が愛知川北岸に石燈籠を建立する旨を記した文書。

〔表紙〕

「[illegible]月
[illegible]人目当石燈籠建立
世話方
平八　」

[illegible]立

[illegible]大川ニて、川幅五町拾七間余有之、旅行[illegible]道を踏迷ふもの往古ゟ幾千人ともいふ、其[illegible]しら[illegible]には終夜迷ひ呼はりて、人命危きこと間々[illegible]以前［　］湯和尚と申名僧深くあわれみ、金[illegible]］村藤野氏なる両人を頼み、川原両岸ニ旅人目[illegible]龍を建られ候得共、油料も無之［　］燈其儘ニ相成[illegible]候故、近来川南岸には［　］常夜燈を被建候得共、未タ川北岸ニは無之、旅人難渋数多く有之候故、仮に橋会所之内ニ行燈をともし置候得共、永世ニハ無御座候故、心配仕居候、何卒永世諸人助と思召、橋神牛頭天王常夜燈御建被成下置候ハヽ、旅人目当ハ勿論、強盗犬狼を防の一助ともなるへきものと爾云

石燈籠惣高サ弐丈五寸

于時弘化二年　世話人
巳正月　愛知川宿
弥次右衛門

見本

太郎右衛門
清　次　郎
栗田村
文　右　衛　門
磯部村
久　右　衛　門

【参考】常夜燈

祇園神社境内に残る弘化三年（一八四六）に建れた常夜燈。建立年月と寄進者四七名、石工の名れて。

29　御馳走橋につき請書

嘉永元年（一八四八）九月三日　一七九cm×一九五cm

彦根藩では無賃橋が架設されて以降も、諸大名などの馳走による愛知川越えには川越人足或いは無賃橋とは別の橋を架設して渡らせていた。本資料は無賃橋架設以降に諸大名などの馳走のための「御馳走橋」を架設する件について、東円堂村（愛荘町東円堂）の兵右衛門ら一六名が代官所に提出した請書。

差上申御請書之事

一此度諸家様御通行之節々、御馳走橋被仰付候ニ付、則今二日橋掛場所并橋小屋御見分被成下置、難有仕合ニ奉存候、尤橋掛場所往来ゟ八間斗下之方ニ相懸、御通行相済候ハヽ、直様橋板取上ケ置可申候、乍併両三日之内御通行当有之候ハヽ、跡先斗橋板取上ケ置、旅人壱人茂通し不申、御通行之節相懸可申様被為仰付奉畏候、猶又右御馳走橋之儀ニ付、若差障之筋出来致候ハヽ、其節一統無腹臓相談致シ窺出、聊ニ而茂故障等出来候而者、却而為方ニ不相成候間、篤と懸合致シ、一統心得違仕間敷段、被為仰渡難有奉畏候、依之河御用掛り助郷惣代并河役人連印仕、御請書差上申処、仍而如件

嘉永元年
戊申九月三日

愛知川
河御用掛り
東円堂村　兵右衛
小田刈村　孫　兵
本持村　六
助郷惣代
曽根村　利右衛
同　上岸本村　半左衛
同　野々目
同　矢守村　五
同　磯部村　久右衛
同　土橋村　甚
同　肥田村　武
同　長野中村　久右衛
同　稲葉村　清　次
河役人四ケ村惣代
愛知川
庄屋　重右衛門㊞
横目　半右衛門㊞
小幡村
庄屋　源右衛門㊞
横目　次右衛門㊞

御代官所様

第4章　瑟々　―成宮家ゆかりの画人―

成宮弥次右衛門の妻である八千代（一七八三―一八三四）は、近江国神崎郡川合寺村（東近江市川合寺町）に生まれた。八千代の父親は織田信長の九男、信貞を祖先とする津田貞秀、姉は京都画壇の三熊露香門下として知られる「桜花」の女流絵師、織田瑟々（一七七九―一八三二）である。八千代も瑟々と同様に絵を嗜み、成宮家に伝わる「成宮家譜」には「織田氏娘絵画の秀才」とあり、口伝では萩を描いた遺作があると言うが作品は伝存していない。また、文政十年（一八二七）の『古画備考』所収「江州八幡森氏書簡」の記述から、八千代は晩年に[illegible]門やその間に生まれた子（幼名は吉太郎、後の八代[illegible]隠居名は忠弘）と別れ、剃髪して姉とともに[illegible]し、画業に励んだと思われる。八千代の墓は[illegible]菩提寺である西蓮寺（東近江市川合寺町）[illegible]には「弥惣兵衛忠弘建之」と刻まれている。

見本

東近江市川合寺町にある寺院で、天正十五年（一五八七）の創建と伝えられる織田氏累代の菩提寺。境内の墓所には織田瑟々と八千代の墓碑がある。

【参考】織田瑟々と八千代の墓碑

織田瑟　墓碑　　の墓碑

30　壷に桜図（自賛七言絶句）

十九世紀前半　絹本著色　一〇八・四cm×二八・四cm（前期展示）

上部には自賛の七言絶句を書き入れる。年紀は無いが、二〇代前半の作品との比較から一〇代の頃の作品と考えられ、細い幹や花の描写には幼さがみえる。

「愛華」（朱文龍郭楕円印）

「東来初見無花奇、無堤春叢譲白眉、的皪蠙珠三百斛、玲瓏玉樹万千枝」

「織田氏女」（白方）・「瑟瑟」（白方）

31　三芳野桜真図

十九世紀前半　絹本著色　三九・二cm×五五・八cm（前期展示）

三芳野桜は切枝画などにみられるが、本作品は横幅の作品。画面右下より弧を描きながら伸びる太い幹と花を付けず葉先が糸状に長く伸びる若枝の対照的な構図をとる。画面上端と左端を縁取るように控えめで華やぐ花を配す。

「三芳野桜真図　織田氏女瑟々写」（款記）

「織田氏女」（白方）・「瑟瑟」（白方）・「惜花人」（白方）

32　九重桜真図

十九世　著色　一一四・二cm×三二・〇cm（前

年紀は無いが一〇　三歳頃の作品と思われる。

図をとり、　元から伸びる若枝には多く

花は十数枚　ら、葉先は糸状に長く描か

女瑟々写」（款記）

華自中出」（朱方）　「瑟瑟」（白方）・「惜花人」（白

33　絹本著色　九一・四cm×三二・八cm（前

描いた帆立桜。花は白色で、

に立てられた帆のようにみ

花弁に変化　瑟々が特

九歳頃から画面下端に地面

とから命名された。瑟

始めるが、それが占める割合は年々増すといわれる。本作品には輪郭から内側に向って暈した地面が下端いっぱいに描かれる。太い幹と若枝の基本的な構図は変わらないが、画面中央と上部には悠然と咲く桜を衒いなく描く。款記にみられる字体は細く丸みを帯び、どことなく弱々しさが感じられる。

「帆立桜図　天保二辛酉卯　織田氏瑟々写」（款記）

「織田氏女」（白方）・「瑟瑟」（白方）・「惜花人」（白方）

「芳華自中出」（朱方）

34　離合桜図

十九世紀前半　紙本著色　双幅　一三一・一cm×五五・三cm（後期展示）

一〇代から二〇代早々の作品と言われる。双幅で二幅を一画面と見立て、左幅右下端の太い幹から左上方に隆起する幹と右幅画面左端から右端に伸びる幹を荒々しく描く。右幅は、たわわに咲く花を数多く、左幅には右幅と比べて少なめの花が散りゆく花弁とともに描かれている。両幅とも葉は小さく、量も少なめに描く。落款は右幅右端のみ。

「瑟々写」（款記）

「瑟瑟」（白方）・「織田氏女」（白方）

35　有明桜

一〇）　紙本著色　九七・一cm×三四・〇cm（後期展示）

歳の作品。画面下端から力強く上方に伸

咲かせる若枝を描く。花弁は先端にある切

盛んに

込みから輪郭

取るように濃い紅の色が施される。画面上

や右側に寄せる構図を採用する

える。

「有明桜　文化庚午仲秋　織田氏女瑟々写」（款記）

氏　方）・「瑟瑟」（白方）・「惜花人」（白方）

出」（朱方）

36　桐谷図

文政八年（一二五）　絹本著色　九九・五cm×三四・三cm（後期展示）

四七歳の作品。隆起する地面を丁寧に描く。地面から伸びる老木は途中で折れるが、一方で老木の幹からは伸び上る若枝は盛んに花を咲かせる。葉は先が糸状に長く伸びるほか、葉先と葉脈、葉の付根は金泥が鮮やかに引かれる。

「桐谷図　文政乙酉夏　織田氏貞逸母写」（款記）

「織田氏女」（白方）・「瑟瑟」（白方）

「芳華自中出」（朱方）

見本

3　列品資料目録（△は滋賀県指定有形文化財、□は愛荘町指定有形文化財）

番号	区分	展示史資料・作品名	員数	和暦等	西暦	備考	所蔵等
		第1章　御幸橋小史（明治・大正期）					
1		愛智川無賃橋維持方法上申書写	一綴	明治十二年十二月	一八七九	高田謙一家文書	個人
2		『滋賀県管内神崎郡誌』	一冊	明治十三年一月刊行	一八八〇	—	個人
3		『滋賀県管内愛知郡誌』	一冊	明治十三年三月発兌	一八八〇	—	愛荘町立歴史文化博物館
4		無賃橋流失取換諸費書	一綴	明治十三年六月	一八八〇	小幡共有文書	滋賀大学経済学部附属史料館寄託
5		愛知川橋梁篤志金人員簿	一冊	明治十三年七月	一八八〇	高田謙一家文書	個人
6	△	愛知川橋梁維持方法取設願書	一綴	明治十三年八月二十七日	一八八〇	滋賀県行政文書	滋賀県立公文書館
7	△	愛知川橋梁再架設嘆願書	一綴	明治十四年十月十三日	一八八一	滋賀県行政文書	滋賀県立公文書館
8	△	愛知川橋構造改良伺文	一紙	明治十八年二月二十一日	一八八五	滋賀県行政文書	滋賀県立公文書館
9	△	御幸橋渡橋式祝辞草稿	一綴	明治二十四年十月十四日	一八九一	滋賀県行政文書	滋賀県立公文書館
10	△	御幸橋桁構墜落平面図	一紙	明治二十六年十月二十六日	一八九一	滋賀県行政文書	滋賀県立公文書館
11	△	愛知川仮橋修繕設計書	一紙	明治二十二年十月二十二日	一八九二	滋賀県行政文書	滋賀県立公文書館
12		御幸橋竣工式祝辞草稿		大正十五	一九二六	愛知川町引継文書	愛荘町立歴史文化博物館
13		御幸橋竣工記念絵葉書		大正十五	一九二六		愛荘町
14		『近江鉄道沿線名勝之栞』		昭和三年	一九二八		愛荘町
		第2章　愛知川を越える					
15		愛知川川越書付	一紙		一六八三		滋賀大学経済学部附属史料館寄託
16		川越人足につき詫書	一綴	文政[illegible]年三月六日	[illegible]	歴史文化博物館	
17		愛知川伝馬川越賃銭返答	一紙	延享元年三月	[illegible]	経済学部附属史料館寄託	
18		愛知川常橋取替口上書写	一紙	文化六年九月	[illegible]		
		第3章　無賃橋の架設					
19		徳本泰平録	一冊		一八三一	家	個人
20		歌川広重 木曽海道六拾九次之内	[illegible]		一八三九	錦絵	愛荘町
21		成宮弥次右衛門・塚本助一画像		元治	一八六四	著色・成宮	愛荘町立歴史文化博物館
22	□	小澤華嶽筆 愛智河架橋絵巻		江戸時代	—	著色	愛荘町立歴史文化博物館
23		無賃橋仕法につき返答	一綴	天保六年	一八三五	共有文書	滋賀大学経済学部附属史料館寄託
24		牛頭天王万歳録	一冊	天保九年八月吉日	一八三八	川共有文書（公方座	滋賀大学経済学部附属史料館寄託
25		鄭元偉書 太平橋記	一幅	天保十三年春正月	一八四二	紙本墨書・成宮章浩家文書	愛荘町立歴史文化博物館
26		太平橋和歌三首懐紙	一紙	江戸時代後期	—	紙本墨書・成宮章浩家文書	愛荘町立歴史文化博物館
27		江州越川駅題詩次韻	一紙	嘉永三年夏五月	一八五〇	紙本墨書・成宮章浩家文書	愛荘町立歴史文化博物館
28		石燈籠建立口上書	一綴	弘化二年正月	一八四五	西村正司家文書	愛荘町立歴史文化博物館
29		御馳走橋につき請書	一綴	嘉永元年九月三日	一八四八	神崎郡愛知川村文書	関西大学図書館
		第4章　瑟々 ― 成宮家ゆかりの画人 ―					
30		壷に桜図（自賛七言絶句）	一幅	十九世紀前半	—	絹本著色	個人
31	前期	三芳野桜真図	一幅	十九世紀前半	—	絹本著色	個人
32	前期	九重桜真図	一幅	十九世紀前半	—	絹本著色	個人
33	前期	帆立桜図	一幅	天保二年	一八三一	絹本著色	個人
34	前期	離合桜図	双幅	十九世紀前半	—	紙本著色	個人
35	後期	有明桜真図	一幅	文化七年	一八一〇	紙本著色	個人
36	後期	桐谷図	一幅	文政八年	一八二五	絹本著色	個人

見本

【列品資料・作品解説　参考・引用文献】

大橋金造 編『近江 神崎郡志稿』下巻（滋賀県神崎郡教育会、一九二八）
愛知郡教育会『近江愛智郡志』巻二（一九二九）
小原光信「御幸橋の改築工事に就て」『道路の改良』第八巻第一一号（道路改良会、一九二六）
土木学会関西支部 編『関西の土木一〇〇年』（一九六八）
滋賀県土木部 編『滋賀県土木百年年表』（滋賀県、一九七三）
江差町史編集室 編『江差町史』第二巻（江差町、一九七八）
八日市市編さん委員会 編『八日市市』第三巻（八日市市役所、一九八六）
財団法人近江商人郷土館『特別展　小林家と創生期の近江鉄道』（一九八八）
五個荘町史編さん委員会 編『五個荘町史』第二巻（五個荘町役場、一九九四）
横谷賢一郎「織田瑟々の伝記の再検討」『近江の歴史と文化』（株式会社思文閣出版、一九九五）
板橋区立郷土資料館他 編『中山道展』（二〇〇二）
五十畑弘「木造トラス構造の事例に関する歴史的調査」『第二回木橋技術に関する論文報告集』（土木学会、二〇
愛知川町史編集委員会 編『近江 愛知川町
愛荘町立図書館 編『明治天皇巡幸と御幸橋
愛知川町史編集委員会 編『近江 愛知川町
名古屋城特別展開催委員会 編『城の春　さ
大木祥太郎「史料紹介「徳本泰平録」（坪田
愛知川町史編集委員会 編『近江 愛知川町
今橋理子『桜狂の譜　江戸の桜画世界』（株
石丸正運 編『近江の画人　海北友松から小
「愛荘町歴史研究」第二号
会 文化振
二〇〇九）
二〇二〇）

【表紙写真】

右上／御幸橋　明治二十四年（一八九一）年十月撮影
画像提供：土木学会附属土木図書館
右下・左上／小澤華嶽筆 愛智河架橋絵巻（部分）
江戸時代後期 愛荘町指定有形文化財
左下／御幸橋親柱　大正十五年（一九二六）頃撮影

見本

令和三年度夏
愛智河架橋略史 ―無賃橋と御幸橋―
令和三年（二〇二一）七月
シリーズ名／愛荘町歴史文化資料集　第三三集
編集・発行／愛荘町立歴史文化博物館
〒五二九―一二〇二
滋賀県愛知郡愛荘町松尾寺八七八
☎〇七四九（三七）四五〇〇
印　刷／近江印刷株式会社
©２０２１ 愛荘町立歴史文化博物館

【印刷情報】
材　質／本紙：テイクGA 100 菊判 76.5kg
文　字／本文：モリサワ書体 リュウミン Pr6N
キャプション：モリサワ書体 ゴシック MB101Pro R
ノンブル／小塚明朝 Pr6N　R
イ ン ク／大日本インキ フュージョン G-ST

見本

愛荘町立歴史文化博物館
Aisho-cho Historical Museum